

建築同意消防資料書

安房郡市消防本部

1. 建築主住所・氏名		電話 () 番						
2. 設計者資格 住所・氏名 建築士事務所名		() 級建築士 () 登録第 () 号		電話 () 番				
3. 工事施工者 住所・氏名		建築業者登録第 () 号		電話 () 番				
4. の 位置	イ 地名地番			※その他の区域 ニ 地域・地区				
	ロ 用途地域							
	ハ 防火地域	防火・準防火・指定なし						
5. 主要用途				6. 工事種別				
		申請部分	申請以外部分	合計	※10. 避難上有効な通路		有 無	
7. 敷地面積					※11. 有窓階 無窓階			
8. 建築面積								
9. 延面積								
12. 工事着手予定日		年 月 日		13. 完成予定日		年 月 日		
14. その他必要事項								
15. 申請建築物棟別概要 (第 号)	イ 用途			ニ 高さ	最高の高さ		m	
	ロ 工事種別			ホ 階数	最高の軒の高さ		m	
	ハ	構造			地上	階	地下	階
		区分	耐火建築物・準耐火建築物イ・準耐火建築物ロ・その他					
		屋根						
		外壁						
	軒裏							
	階別	階	階	階	階	階	合計	
	へ 床面積	申請部分						
		申請以外部分						
合計								
16. 定員及び従業員数		階——	階——	階——	階——	計	定員 人 従業員 人	
17. 消火設備								
18. 警報設備								
19. 避難設備								
20. 電気冷暖房排気空調その他								
受付区分		市町村受付		消防受付		同意年月日		
番号		※		※		※		
年月日		※		※				

(注) 1. ※印のある欄は記載しないで下さい。1.欄から 20.欄までの所要事項を記入し、15.欄のへ床面積の欄が足りない場合は当該欄を右へ貼りたして下さい。
2. 添付図書；付近見取図、配置図、その他確認申請書に添付する関係図書

建築物棟別概要追加書類

申請建築物棟別概要 (第号)	イ 用途				ニ 高さ	最高の高さ		m	
	ロ 工事種別					最高の軒の高さ		m	
	ハ	構造			ホ 階数	地上	階	地下	階
		区分	耐火建築物・準耐火建築物イ・準耐火建築物ロ・その他						
		屋根							
		外壁							
		軒裏							
	階別		階	階	階	階	合計		
	へ床面積	申請部分							
		申請以外部分							
合計									
定員及び従業員数		階	階	階	階	計	定員	人	
							従業員	人	
消火設備									
警報設備									
避難設備									
電気冷暖房排気空調その他									

申請建築物棟別概要 (第号)	イ 用途				ニ 高さ	最高の高さ		m	
	ロ 工事種別					最高の軒の高さ		m	
	ハ	構造			ホ 階数	地上	階	地下	階
		区分	耐火建築物・準耐火建築物イ・準耐火建築物ロ・その他						
		屋根							
		外壁							
		軒裏							
	階別		階	階	階	階	合計		
	へ床面積	申請部分							
		申請以外部分							
合計									
定員及び従業員数		階	階	階	階	計	定員	人	
							従業員	人	
消火設備									
警報設備									
避難設備									
電気冷暖房排気空調その他									

別記第2号様式
(その1)

普通階・無窓階算定書

防火対象物名称：_____

年 月 日

算定者氏名

印

階別計算表

階	有効開口部計算式	有効開口部 面積合計 (m ²)	必要開口 面積 (A/30)	階床面積 (A m ²)	※消防判定 普・無
					普・無

有効開口部建具表

開口部 の位置	建 具 記 号	床からの 高さ (m)	幅×高さ (m)	開口部面積 (m ²)	開口部種別	※ 備 考

※ 普通階・無窓階算定書記載要領を参照のこと。

普通階・無窓階算定書記載要領

- 1 地上階について、消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部のみ計上してください。

消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部とは次の各号すべてに適合する開口部をいいます。

- (1) 直径1 m以上の円が内接することができる開口部又は、その幅及び高さがそれぞれ75 cm以上及び1.2 m以上の開口部を2以上有すること。
- (2) 上記(1)の開口部の他、直径50 cm以上の円が内接することができる開口部も計上可。
- (3) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2 m以内であること。
- (4) 開口部は、道又は道に通ずる幅員1 m以上の通路その他の空地に面したものであること。(1階以上の階は除く。)
- (5) 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
- (6) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

- 2 幅及び高さは、現に開放される部分の数値を記入してください。

- 3 数値は、その都度小数点第3位以下を切り捨ててください。

- 4 直径1 m以上の円が内接することができる開口部又は幅75 cm以上高さ1.2 m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んでください。

- 5 「開口部の位置」欄には、開口部の方向(東西南北)を記入してください。

- 6 「床からの高さ」欄には、床面から開口部下端までの高さを記入してください。
- 7 「開口部種別」欄には、ガラス種別、厚さ及び内鍵の種類、また建具の形状（「引き違い窓」「FIX窓」「片開戸」「縦軸回転窓」「水圧開放装置付」等）を記入してください。
- 8 「有効開口部計算式」欄には、有効開口部建具表の建具記号と個数（例えば AW1×2）を明示し、計算式を記入してください。
- 9 算定書には、配置図、キープラン及び建具表を添付してください。また図面上で有効と算定した開口部をそれぞれ朱色で囲んで明示してください。
- 10 ※欄には記入しないでください。
- 11 上記1～9の内容が確認申請等の添付図書の中で併記されている場合又はその内容が確認できる図書が添付されている場合は、別記第2号様式（その1）、（その2）によらないことができます。